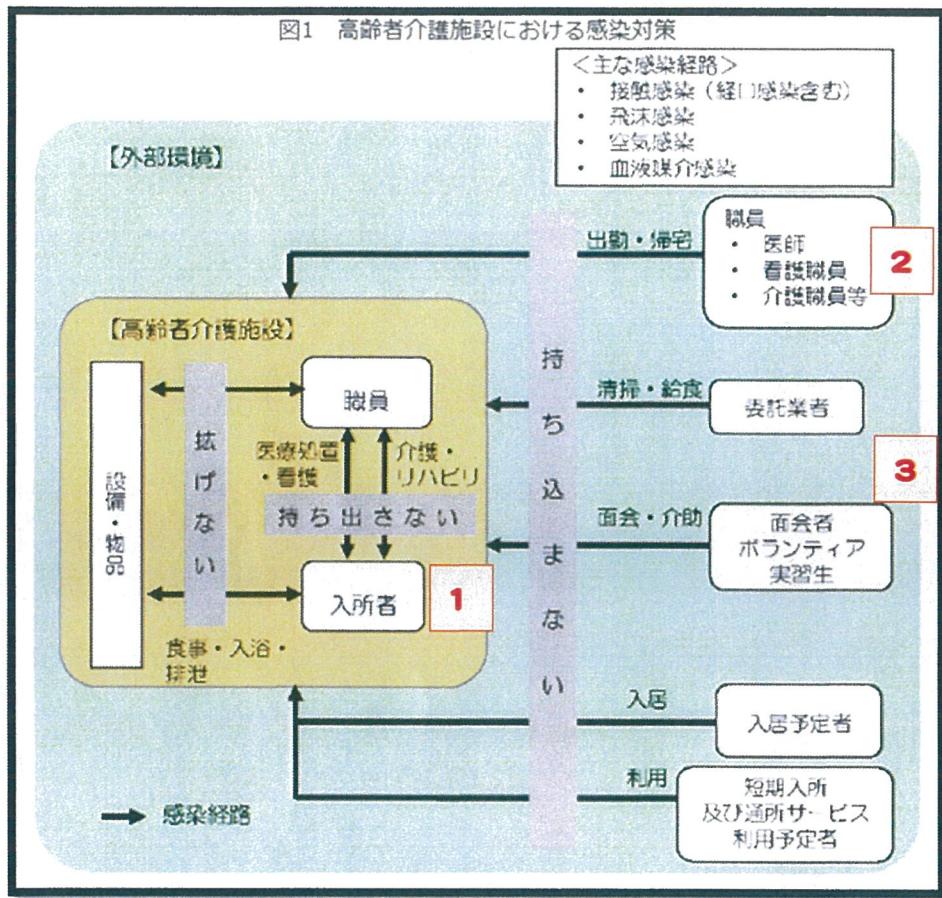


2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染予防対策

新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員、子ども、障害者や高齢者はもとより、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、下記の対応を行う。

**1**

入所施設利用者への対応について

利用者（高齢者や障害者）で基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所、品川区所管課等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

通所施設利用者は、通所前に体温を計測（通所時のチェック表に記入）し、発熱等が認められる場合には通所を行わないことを徹底する。なお、過去に発熱が認められた場合に、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱い。この状況が解消した場合も、引き続き健康状態に留意する。

通所時は適時マスク着用、適時うがい、手洗い、手指消毒を促す。

2

職員は、①各自出勤前に体温を計測（出勤職場のチェック表に記入）し、発熱等が認められる場合には出勤を行わないことを徹底する。なお、過去に発熱が認められた場合に、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱い。この状況が解消した場合も、引き続き当該職員の健康状態に留意する。状況は管理者に報告し、確実に把握しておく。（職員とは、事務職や送迎を行う職員、委託業者等やボランティア等を含む。）

②勤務時はマスク着用、適時うがい、手洗い、手指消毒をする。

発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること

・風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続き、強いたるさや息苦しさ（呼吸困難）がある。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

3

面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者は、入館時マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つ。面会は 感染経路の遮断という観点で、緊急やむを得ない場合を除き、制限する。面会者に対して、入館・退館時間の記録記入、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断る。＊物品の受け渡し等は施設の限られた場所で行う。＊令和2年2月25日から当分の間は面会の自粛を依頼する。別紙通知文参照

*納入業者等は入館・退館時間、検温の記録記入を徹底する。（発熱が認められる場合には入館を断ること。）

*参考：厚生労働省健康局結核感染症課「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点」

その他)

法人内事業に際し

- ・不特定多数が参加する集会、行事は原則中止。
- ・施設主催の旅行等も中止。